

入浴施設の自主管理手引書

営業者氏名（法人の名称）

営業所名称

営業所所在地

作成年月日

衛生管理責任者
（氏名）

1. 衛生措置基準

設備等	衛生措置
原湯・原水・上がり用湯・上がり用水（水道水以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・規則で定める基準（※後ページに記載）に適合するよう水質を管理する。 ・1年に1回以上水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管する。
貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> ・貯湯槽内の湯は、通常60度以上（最大使用時にも55度以上）に保ち、保つことが難しい場合は消毒装置を設置する。 ・定期的に清掃、消毒を行う。（作業従事者はエアロゾルを吸引しないようにマスク等を着用する。） また、貯湯槽の底部は汚れが堆積しやすく低温になりやすいので、定期的に貯湯槽の底部の滞留水を排水する。 ・設備が破損していないか確認する。 ・温度計の性能を確認する。
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、完全に浴槽水を交換する。（循環式浴槽は、1週間に1回以上完全に浴槽水を交換する。） ・毎日清掃を行う。 ・浴槽水は常に満水の状態にしておく。 ・規則で定める基準（※後ページに記載）に適合するよう水質を管理する。 ・浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行う。（客ごとに完全に浴槽水を交換し清掃するものを除く。） ・毎日、浴槽水を塩素系薬剤で消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を以下のとおりを保つ。 <ul style="list-style-type: none"> ①遊離残留塩素により消毒する場合…遊離残留塩素濃度を通常0.4mg/L程度に保ち、かつ最大1mg/Lを超えないようにすること。 ②結合塩素のモノクロラミンの場合…3mg/L程度に保つこと。 ※ただし塩素系薬剤を使用できない場合は、他の適切な措置を講ずる。 ・残留塩素濃度の測定結果は記録しておき、3年間保存しておく。
ろ過器、循環配管、集毛器(循環式浴槽の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、1週間に1回以上ろ過方向とは逆の方向に水を流して洗浄し、消毒を行う。 ・ろ過器と循環配管は、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は適切な方法でその除去、消毒を行う。 ・塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入する。 ・浴槽に湯水がある時は、ろ過器と消毒装置を常に作動させておく。 ・集毛器は毎日清掃し、消毒を行う。 ・不要な配管を除去する。

設備	衛生措置
気泡発生装置等	・ 定期的に清掃し、消毒を行う。
オーバーフロー 還水管及びオー バーフロー回収 槽	・ オーバーフロー還水管と回収槽の内部を定期的に清掃し、消毒を行う。
水位計、水位計 配管	・ 週1回以上清掃し、消毒を行う。
シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回以上、調節箱内部の水が置きかわるように通水する。 ・ 6か月に1回以上、シャワーヘッドとホースの点検を行う。 ・ 1年に1回以上、シャワーヘッドとホースを洗浄し、消毒する。
調節箱	・ 生物膜の状況を監視し、定期的に清掃及び消毒を行う。
消毒装置	・ 適切な維持管理を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質基準のうちレジオネラ属菌が基準（100mL中に10cfu未満）を超えていた場合、保健所を通じて、知事へ報告する。（3を参照） ・ 自主管理手引書と点検表に基づき、自主管理をしっかりと行う。 ・ 新規に営業を開始する時や休止後の再開時は、十分に消毒した後に営業開始、再開する。

2. 水質基準について

○原湯・原水・上がり用湯・上がり用水（水道水以外）

基準項目	水質基準
(1)色度	5度以下であること
(2)濁度	2度以下であること
(3)pH値	5.8以上8.6以下であること
(4)有機物（全有機炭素（TOC）の量）、又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）の量の場合は3mg/L以下であること 過マンガン酸カリウム消費量の場合は10mg/L以下であること
(5)大腸菌	検出されないこと
(6)レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）

ただし、温泉水・井戸水を使用することにより、(1)から(4)までの基準によることができない場合であって、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

○浴槽水

基準項目	水質基準
(1)濁度	5度以下であること
(2)有機物（全有機炭素（TOC）の量）、又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）の量の場合は8mg/L以下であること 過マンガン酸カリウム消費量の場合は25mg/L以下であること
(3)大腸菌群	1個/mL以下であること
(4)レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）

ただし、温泉水・井戸水を使用することにより、(1)及び(2)の基準によることができない場合であって、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

3. レジオネラ症の疑いのある患者が発生した場合の対応について

保健所からの連絡以外で発覚した場合には、速やかに所管の保健所へ連絡する。

※要綱で規定



原因究明のため、浴槽など施設の現状を保持したままにする。



独自の判断で浴槽等への消毒剤の投入はしないようにする。



入浴施設の浴槽の使用を中止する。



4. 洗浄・消毒・殺菌の方法について

●浴槽・ろ過器・集毛器などの洗浄・消毒・殺菌の手順

- ①手袋・マスクを着用する。
- ②洗剤をかけ、たわしなどでよくこする。
- ③水道水でよく洗剤を洗い流す。
- ④消毒液をかけて消毒を行う。
- ⑤よく乾燥させる。

●配管の消毒方法

- ・塩素消毒…高濃度の有効塩素で殺菌する。

遊離残留塩素の場合…5～10mg/ℓ程度

結合塩素のモノクロラミンの場合…10mg/ℓ程度

- ・加温消毒…60℃以上の高温水で殺菌する。

※材質によっては、劣化や腐食を促進することもあるので注意。

- ・過酸化水素消毒…過酸化水素（2～3％で使用）は、有機物と反応して発泡し、物理的に生物膜を剥離、除去する。殺菌効果もある。

※劇物となるため、専門の業者による洗浄が必要。

- ・その他、次亜塩素酸ナトリウムとの併用により、水中で二酸化塩素を発生させる薬剤もある。

●浴槽水の残留塩素濃度について

残留塩素濃度…遊離残留塩素により消毒する場合は、遊離残留塩素濃度を通常0.4mg/L程度に保ち、かつ、最大1mg/Lを超えないようにすること。

結合塩素のモノクロラミンにより消毒する場合は、モノクロラミン濃度を3mg/L程度に保つこと。